

県立高等学校等 1 人 1 台端末購入支援事業給付金支給要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、県立高等学校等の入学時に必要となる経費について、経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が予算の範囲内で「県立高等学校等 1 人 1 台端末購入支援事業給付金」（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等のうち第 1 号に規定する高等学校及び第 3 号に規定する特別支援学校の高等部並びに高等学校専攻科
- (2) 高校生等 法第 3 条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給若しくは高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日文部科学大臣決定。以下「専攻科修学支援交付要綱」という。）による補助金の交付を受ける資格を有する者、又は特別支援学校の高等部に通う生徒
- (3) 保護者等 法第 3 条第 2 項第 3 号及び同法施行令（平成 22 年政令第 122 号）第 1 条第 1 項並びに同法施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 2 条第 2 項に規定する保護者等。ただし、高等学校専攻科に通う生徒については、専攻科修学支援交付要綱第 3 条第 1 項第 4 号に規定する保護者等

(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給対象は、支給年度に山梨県内の県立の高等学校等の 1 年次に入学した又は相当の理由により、転入学した年度に端末（高校生等が授業で使用する学習用コンピュータをいう。以下同じ）を購入する必要が生じた山梨県内の県立の高等学校等の高校生等の保護者等であって、入学時又は転入学時において、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）、又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税若しくは保護者等全員の次式により計算した金額の合計が 51,300 円未満の世帯であること。
「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額(市町村民税相当分)」
- (2) 山梨県内に住所を有すること。

(支給対象経費及び支給額)

第4条 支給対象経費及び支給額は、高校生等1人当たり別表に定めるところによる。

- 2 端末の購入に対し別の制度により補助金等の交付を受けられる場合は、対象経費から当該補助金等の額を除くものとする。

(受給資格の認定及び支給の決定)

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等は、申請書(第1号様式)に次の各号の書類を添えて、学校長が定める日までに、学校長に提出しなければならない。ただし、第7条の2に規定により支給の特例を受けようとする保護者等にあつては、第1項第1号の端末購入の領収書の提出は要しないものとする。

- (1) 端末購入の領収書及び受給資格の認定に関する書類(第2号様式)
- (2) 口座振込依頼書(第3号様式)
- (3) その他、教育長が必要と認める書類

- 2 前項第1号に規定する受給資格の認定に関する書類は、次の各号のいずれかの書類とする。ただし、全ての親権者に対し就学に要する経費の負担を求めることが困難で、他に生計維持者が存在せず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない未成年の高校生等にあつては、給付金の受給に際しての申立書をもって、認定に関する書類に代えることができる。

- (1) 保護者等全員の個人番号等を確認できる書類(個人番号カード(裏面)の写し又は個人番号通知カード等の写し等の個人番号確認書類及び個人番号カード(表面)の写し又は運転免許証の写し等の身元確認書類)
- (2) 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書の写し
- (3) 保護者等全員の支給年度の前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税状況を証する書類(前年度の市町村民税・道府県民税課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書、納税通知書等で写しも可)

- 3 保護者等が、高等学校等就学支援金を申請しており、その認定に必要とされた課税情報やその認定結果を本事業の認定に使用することを希望する場合には、前2項に規定する受給資格の認定に関する書類の提出は要しないものとする。

- 4 学校長は、保護者等から申請書の提出があつたときは、その記載事項及び添付書類について、審査を行い、受給資格認定申請者一覧表(第4号様式)を添えて、教育長が定める期日までに、県教育委員会に提出しなければならない。

- 5 教育長は、第1項の申請があつたときは、審査の上、受給資格の認定又は不認定を決定し、申請のあつた保護者等(以下「申請者」という。)に対し、支給決定通知書(第5号様式)又は不支給決定通知書(第6号様式)により、学校長を通じて申請者に対し通知するものとする。

(給付の回数)

第6条 この給付金の給付の回数は、一人の高校生等につき、高等学校等の入学後36月が経過するまでの期間において1回のみとする。

(支給の方法)

第7条 学校長は、給付金の支給が決定したときは、申請者に対し速やかに支給するものとする。

2 支給は、原則として申請者の指定する預金口座等に口座振込の方法により行うものとする。

(支給の特例)

第7条の2 第7条の規定にかかわらず、教育長は、給付金の支給を受けようとする保護者等が特例申請書（第7号様式）により申請し、かつ、教育長が相当の理由ありと認めた場合には、端末の販売事業者に対する保護者等の債務の弁済として、販売事業者に対し給付金を支給できるものとする。

(支給の決定の取り消し等)

第8条 教育長は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。

2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、教育長が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この要領に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生等及び保護者等のプライバシーの保護に配慮するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	対象者	支給額
県教育委員会が示す機能以上の性能を有する県立高等学校等の授業で使用するための端末の購入に要した経費（県立高等学校等の入学生を対象に県教育委員会が紹介する端末購入サイトの販売価格を上限とする。）	生活保護受給世帯 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	県教育委員会が指定する金額（端末購入費の10／10）以内
	保護者全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6％－税額調整額（市町村民税相当分）」の合計が51,300円未満の世帯	県教育委員会が指定する金額（端末購入費の1／2（世帯で端末の購入が2台目以降となる場合は2／3））以内